平成２７年（フ）第２５７号
兵庫県宝塚市泉町22番23号　島上マンション北棟１－Ｂ
債務者　**眞**枚　敏惠
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２５８号
兵庫県宝塚市泉町22番23号　島上マンション北棟１－Ｂ
債務者　**眞**枚　留美
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第９９号
鳥取県西伯郡大山町茶畑28番地２
債務者　新川　浩二
1　決定年月日時　平成28年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第３１５号
愛媛県松山市谷町34番地　潮見団地２棟20号
債務者　杉本　俊明
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７号
宮崎市大**塚**町馬場崎3557番地３　めぐみコーポ202号、前住所宮崎市清武町岡２丁目３番地２　コーポラス湯地Ｃ－103号
債務者　深見功次郎
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１号
宮崎県都城市早水町９号15番地　平田コーポ106
債務者　磯谷　和成
1　決定年月日時　平成28年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第２号
宮崎県都城市早水町９号15番地　平田コーポ106
債務者　磯谷　由美
1　決定年月日時　平成28年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第２８４号
福井市片山町第26号25番地
債務者　永田　昭彦
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８５号
福井県坂井市丸岡町里丸岡１丁目10－１　ココモラフォーレＡ101号、住民票上の住所福井県坂井市丸岡町牛ケ島第６号21番地
債務者　中嶋　亜弓
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２号
長野県塩尻市大字広丘吉田3252番地　レオパレスナイアガラⅡ101
債務者　柴田　茂利
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第４号
長野県木曽郡上松町大字荻原2404番地１　木曽寮
債務者　佐藤　照子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第６５号
高知県幡多郡黒潮町上川口1134番地20
債務者　福永　泰久
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第１６３号
富山市月見町２丁目88番地
債務者　高井留美子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７６号
富山市安野屋町１丁目10番15－203号　サンレオ安野屋
債務者　堀田　純也
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８２号
富山市茶屋町56番地１　サンシャイン呉羽Ｂ102号
債務者　西尾　　稔
1　決定年月日時　平成28年１月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１４１号
札幌市手稲区富丘３条７丁目５番13号　サン・富丘ＭＳ－101号
債務者　石田　陽子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１５４号
札幌市南区澄川３条１丁目９番８－402号
債務者　鹿ノ内泰裕
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部